

河辺小学校PTA会則

- 第1条 この会は河辺小学校PTAと称し、事務局を河辺小学校内におく。
- 第2条 この会は保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童青少年の幸福な成長をはかることを目的とする。
- 第3条 この会は前条の目的をとげるためにつぎの活動をする。
①よい保護者、よい教職員となるように努める。
②家庭と学校との緊密な連絡によって児童青少年の生活を補導する。
③児童青少年の生活環境をよくする。
- 第4条 この会は教育を本旨とする民主団体としてつぎの方針に従って活動する。
①児童青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
②特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
③この会またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
④学校の人事その他管理には干渉しない。
- 第5条 この会は河辺小学校児童の保護者並びに教職員をもって会員とする。
- 第6条 この会の会員は、会費を納めるものとする。会費は、月額500円とする。
- 第7条 この会の経費は、会費、事業収入および自発的寄付金をもって支弁する。
- 第8条 この会の会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終わる。
- 第9条 この会の役員はつぎの通りである。
会長1名 副会長若干名 事務局1名 監査委員2名 常任委員若干名
役員任期は1年とする。但し再選は妨げない。
※会長、副会長、事務局をもって三役とする。
- 第10条 役員を選出はつぎの通り行われる。
- 第11条 役員はつぎの通りである。
①会長は本会を代表し、会務を総括する。
②副会長は会長を補佐し、会長不在の場合には代理をつとめる。
③事務局は会長の命をうけ庶務会計の会務を処理する。
④常任委員は各部の部員および部長となる。
⑤監査委員はその年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 第12条 総会は定期総会と臨時総会の二つとする。
①定期総会は4月に開き、事業ならびに会計報告、役員承認と、予算、事業計画その他必要事項の審議ならびに承認を行う。
②臨時総会は常任委員会が必要を認めた場合、または会員の3分の1以上の要求があった場合は会長がこれを召集する。
- 第13条 常任委員会は会長が召集し、その任務はつぎの通りである。
①各部の立案した事業計画を審議検討する。
②決算ならびに事業報告の承認。
③その他会員より委任された事業を処理する。
- 第14条 学級PTAの委員および活動はつぎの通りとする。
①第3条の目的達成のために、事業の審議と推進にあたる。
②各学級から学級委員を4名選出し、そのうち1名を学級代表、1名を副学級代表とする。学級委員は学級PTA部所属しそれぞれの活動の世話をする。
③学級代表1名は常任委員とする。
④学級PTAの活動は会則第3条により行うものとする。
⑤学校給食に関すること。
- 第15条 この会は目的達成のためつぎの専門部を設ける。
○総務部 ○文化広報部 ○地域安全部 ○学級PTA部の4部とし、必要に応じその他の専門部をおくことができる。

- 第 16 条 各専門部は下記事項について研究調査ならびにこれの執行にあたる。
- ①総務部 三役を補佐し、地域活動を総括する。
児童および会員の保健体育活動に関すること。
 - ②文化広報部 広報活動および会員の文化活動の進展に関すること。
各種研修会への参加とその内容を還元する。
 - ③地域安全部 校外補導に関すること。
家庭教育ならびに社会教育に関すること。
児童の交通安全に関すること。
 - ④学級PTA部 全学年的視野にたつて活動を推進する。
人権教育の推進に関すること。
- 第 17 条 各地域に地区委員をおき、本会と各地区会員との連絡にあたるものとする。
- 第 18 条 地区委員は地域ごとに選出し、その数は地域において定める。
- 第 19 条 本会則は総会の決議を経なければ改廃できない。
- 第 20 条 本会則は、平成 13 年 4 月 21 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する
第 14 条、第 15 条、第 16 条 平成 27 年 1 月 23 日に改正し、平成 27 年 4 月
1
日から適用する。

津山市立河辺小学校 P T A 慶弔規定

- 1 会員及び児童死去の場合は、代表者が会葬し、10000 円の香料をおくるものとする。
- 2 教職員の転退職に伴う餞別は、一人あたり 5000 円とし、会員の謝意を表す。
- 3 その他、必要と認めるものについては、その都度三役で協議の上決定する。